

獄
窓
舊
夢
談

一 忽ち識を爲す

私が一ツ橋の大學にゐた頃、多くの友人もあつたが、石渡敏一氏とは特に懇意で日夕往來した。氏は純粹の江戸兒で、氏の知人に傳馬町の牢屋の事を精しく知つてゐる人があつた。氏は其人から聞いた話を、私に委しく語つたので、私も頗る耳を傾け、おのづから監獄に就て興味を感じ、共に研究するの端緒が開かれた。全體法律では罪囚の刑期が満つれば之れを釋放することになつてゐるが、刑餘の人を社會に放つことは甚だ危険である。監獄は罪人を罰すると共に其の改悔を促すを目的としてはゐるが、事實懲罰の目的は達しても精神的の感化改悔を爲す迄には行届いてゐぬ。由來人の不善を爲すは其の原因さまざまであるが、生活難も其の原因の一つである。殊に刑餘の人は社會の信を得難いから、職業を求めても有りつけず、已むなく罪を犯すものもある。放縱性を爲す彼等が、饑渴に迫つては勢ひ罪を犯すより外は無い。されば刑餘のもの、二犯三犯を防ぐに何寄り大切なものは、彼等を保護して相當の職業に就かしめ、それに由つて改悔に導くことであらねばならぬ。斯る方法なくして彼等を良民と伍を爲さしむ

るは、所謂虎を野に放つと一般で、危険も甚だしい。全體監獄なるものは、一方から見れば悪事の練習所であつて、之れに入ることが度重なれば重なるほど、悪事の手段は巧妙になつてくる譯であるから、成るべく獄外で改悛を促す手段を講じ、犯罪を再四することを防止せねばならぬ。それに就ては何等かの救済の方法が必要であると、兩人は種々考案を凝らした。結局這般の事は、人心の上に大なる感化力を有し、物質的にも力ある本願寺の如きものが、救済の計畫をすれば有効であらうといふ結論に達した。當時吾々兩人も年少氣鋭で、考へたことは直ちに實行されること、思ひ、刑餘の人に職業を授ける案を書いて得意であつたと云へば恥かしい譯だが、實は當時監獄學など修めてゐる人は法律學者の内にも幾んどなく、僅かに時の帝國大學教授穂積陳重氏が、監獄の原理を科外講義で吾等に聽かされた位に過ぎなかつたので、吾等は臆面もなく穂積教授を訪問して、したり顔に案の梗概を陳述した。教授は吾等に向つて、兩君はよい所に氣がついた、まことに結構な案だ。併しこれ等の事は既に西洋に工夫されてチャント組織があるというて一二の實例を示されたので、内心大いに悄しよけた。が其後も細目に涉り實行方法を案じ續け、しばく筆も把つて見たが、追々考へれば考へるほど面倒を感じて來

た。實は兩人とも監獄に少しも経験がある譯でなく、所謂坐上の兵法であるから、行きつまるも無理は無かつた。終には兩人筆を投げ、お互ひの内一人監獄に繋がる、身となり、實地を踏まなければ、獄内の事情も分らず、囚人に對する同情も起らぬと、此研究に斷落を告げたが、何ぞ圖らん、其後二年も経つか経たぬに、私が不幸にも實地を踏むの貧乏圖を引き當てた。全體を云へば、石渡氏は法律の人で、私は文科のものだから、圖は先方へ當るべきであるのに、妙な番狂はせである。由來悪語讒を爲すことが多い、さりとはまた奇しき緣因である。

二 新聞界第一の犠牲

私が越後の高田に赴いて、今の「高田新聞」を創刊した時は、恰かも彼の高田事件の勃發した際で、「高田新聞」は幾んど同時に呱呱の聲を上げた、即ち今を距る四十五年の既往に屬する。當時民論が沸騰し、官民の軋轢は極點に達した。政府は民論の壓迫に餘力を剩さず、新聞條例には曾つてない峻刻の改正を施したのである。云ふ迄もなく此條例は明治初年から度々改正され、改正毎に嚴密が加はつて來たのであるが、まだ幾何か寛なる所があつた。それをば明

治十六年に至り、水も漏さぬ嚴密な改正を加へた。従前は紙上の責任はひとり編輯長にあつて、罪は編輯長が引受けたものである。随つてどこの新聞社でも、入獄擔任のものを編輯長としたものであるが、此の改正では、苟くも紙面に名を署するものは、社長でも主幹でも印刷長でも、苟くも情を知るものは編輯長と共犯を以つて論ぜらるゝことになつた。これが新聞界に大恐慌を惹き起して、東京の諸新聞紙に、それまでは社中の第一流の人が署名してゐたのだが、此條例發布と共に一齊に署名を撤して警戒する所があつた。事實此頃の社長は皆主筆であつたから、此の改正の條例は事實の筆者を罰するに在つた。尙ほ此の條例の改正と共に法の執行が頗る嚴となり、従前不問に附したことまで容赦しないことになつたから危険は非常であつた。私も此の危険に心附かなかつたでもないが、新聞が生れたばかりで、私が社長として署名しておく事が新聞の信用上多少の必要もあつたので、都下の新聞に倣ふことなく、名を撤去しなかつた爲めに禍は頻々として起つて來た。全體高田事件は福嶋事件と同じく自由黨に纏繞した事件で、當時改進黨であつた、私並に私の新聞とは、没交渉の事であつたけれども、藩閥政府の専恣を憤る點に於ては自由黨と同様であつたので、此事件に對しては吾等は寧ろ同情を寄

せたのである。そこで當局の吾等を見ることは高田事件の被告人と毫も異なる所なく、些細の事でも苟くも政府の不利と見ると、ビシ／＼告發し、吾が社の被告事件は僅々二三ヶ月の間に五六件も續發するに到つた。其罪の目安めやすは何かといふと、誹毀罪もあり、官吏侮辱もあり、豫審下調べに關しての條例違反もあつた。斯く並べ立てると、國事犯を飽くまで庇護でもしたかに見えるであらうが、決してそんな事ではなく、今から見ると實に兒戯に齊しいやうな事が罪となつたので、今日の新聞記者から見ると幾んど理解もつかぬほどの事が官吏侮辱となつたり、條例の違犯となつたのである。豫審の下調べに屬する事の如き、豫審の妨害をなす程度に書けばよくないことは言ふまでもないが、僅かに筆が豫審の事に及んだと云うて法に問はるゝとあつては今日の新聞は毎日法に問はれねばならぬ。官吏の失錯を冷笑した位で、それが侮辱とならば、今日の新聞紙は毎日侮辱罪を以つて問はれねばならぬ。實は當時官尊民卑の風尙は盛んで、微々たる警部巡查を冷罵した位のが皆罪となつたのである。例へば高田の警察署長赤木某が高田事件の被告人を取調べるに當り、「汝等は干戈を弄する」と云うた。然るに干戈の戈の字が俗に書く才の字に似てゐる所から、干戈かんごと云ふべきを干才かんさいと云つたのがをかしいと書

いたばかりで、それが官吏侮辱となつたなどが一例である。他の幾多の被告事件も大體こんな類で、此等の事から私が社長として共犯を以つて論ぜられたことを告白するのは自から恥ぢる程であるが、時の判事でも今頃考へたら、吾等と同じ様に其の苛察に恥ぢるであらうと思ふ。併し當時の裁判所は如何にも神經質で、馬鹿に高田事件を重く見たから、其餘沫がひどく新聞社にも及んだのである。當時の檢事が如何に陰險であつたかの一例を舉げれば、檢事は宛がら探偵の如く、見え隠れに私などの身邊に付き纏つたり、夜中戶外に佇たずんで私等の動靜を窺つたり、吾等の宴會席の隣室に潜んで偵察をしたりしたことは隠れもない事實で、高田事件の被告人に對してならば兎もあれ、新聞記者に對しては、如何にも念入りに過ぎた舉動と云はざるを得ぬ。

當時私は二十四歳であつた。如何に年少氣銳の時であつたとは云ひ、自重を闕いて、數多の筆禍を得たのは面目ない次第であるが、政府者の遣り口も亦大人氣のないものであつた。私は斯くして新聞歴史の上に於て既往に類例のない峻嚴な改正條例の犠牲となつた。編輯長としてではなく、社長として共犯を以つて論ぜられたものは私が初めてある。久しく帝國通信社の

社長であつた竹村良貞氏は印刷長であつたが、これも私と同じく共犯を以つて同罪となつた。これも此法律の第一の犠牲である。斯る事は固より自慢にもならぬ事だが、談話の順序として之れを省くことが出来ず、當時の状態を知るにも之れを語るの必要があるのである。

三 入 獄

明治十七年六月二十一日、私は此日を以つて高田の分監に收容されたのである。此日は朝來潦雨盆を覆すが如くで、殊に日曜であつたから、新聞社も寂寥であつた。豫て覺悟をしてゐたのではあるが、警吏に引立てられて、社を立出る時は言ふ可からざる感慨に打たれた。高田の分監は上職人町に在つて、同じ町に居ながら曾つて見たことも無かつたが、高く黒い板塀が嚴めしく立て廻はされ、一隅の潜りの戸には重量ある分銅が鐵の鎖に吊され、開閉の時にいやな鈍重な音響を發した。此の戸が娑婆と地獄の境界であるだけに、一種言ふ可からざる凄味を覺えしめた。全體小兒等が戯れに地上に線を引き、こゝは獄屋だというてさへ、誰れもそこへ立入ることを好まぬのが人情である。私共は破廉恥罪を犯したのではない、精神上別に疚しい所

がないから、内心氣樂ではあつたが、よく考へると獄舎は全くの別天地で、實は劍呑な所である。こゝにあるものは皆な疵者で、よからぬ徒である。それに臨むの獄吏も亦それ相應のものである。こゝは秘密の場所であるから、秘密が往々秘密のまゝに葬らるゝこともある。此中で暗殺されたとしても、實は遣られ損であることなどを思ひ合はせると、私は始めて悚然として自重自愛の念を起さざるを得なかつた。私は竹村氏と共にやがて一房に收容された。そこには他囚は一人も無かつた。相當に廣い監房で、板敷に筵が布いてあつた。房内の模様は、同じ經驗のある人は誰れも知つてゐるから略するが、入獄當時の感想に就ては聊か言ふべきことがある。誰しも斯様な境に臨んだ初一日二日は、最も神經興奮して無限の感慨に打たるゝものである。吾等は當時政府に不平があつた、それが兒戯に齊しいことで囹圄に繋がるゝことゝなつては、一層政府に對する不平が増長して來た。吾々はつくづく思つた、過激でないものを驅つて過激の徒たらしむるものは、其の過激を最も恐るゝ政府であると感じたのが抑々第一感であつた。私共の最初の刑は輕禁錮二ヶ月で、他の被告事件はまだ上告中で決しなかつた。輕禁錮は勞役に服することなく、監房に閉鎖されてゐる譯だから、讀書でもやつてゐれば幾分不平も慰

め得らるゝのであるけれども、入獄匆々書物の差入も出来ず、已むなく沈黙して居れば精神は益々興奮して來るので、幾んど一日を送るのが非常の苦痛であつた、こんな事で何うして前途幾月の刑期を過ごすことが出来ようぞと、初めの二三日をひどく長く感じた。併し獄八ヶ月間のことを後から考へて見ると、初めには似ず、中頃は夢の如くに過ぎ、いざ満期と云ふ二三日に迫ると、又候最初の如く非常に待遠に覺えるものである。入獄早々の一兩日は多く沈黙をつゞけていろ／＼の事を案じた中に、同じ境遇に立つた先輩の述懐などを、記憶から呼び起して味つても見た。佐久間象山の語に「吾れ此境を履まざれば此省覺なし、一跌を経て一知を生ず」と云うたのを味うては、如何にも此境遇に立つ以上吾等も亦省覺する所が無ければならぬと發奮の念を生じた。又同じ象山が「振拔特立は可なり、激昂忿戾は不可なり」というたのを味うては、自重自愛身を傷うてはならぬと、自から警しめるやうになつた。終には「儻し閑居すとも眞に日月を空過せざれば、我を錮するものは我を成す也」といふ句を誦して、獄中に於ては是非此心掛が無ければならぬと悟つた。私が新聞記者の身として何よりもつらく思つたのは、數月間世の中と隔絶して世事に疎となることであつた。それを償ふには是非這中に一省覺をひら

き、日月を空過せず、他人の企及し得ざる獄中の修養を積まねばならぬと考へた。かう考へると神氣が初めて安靜に復したが、しかし此の安靜は忽ちにして破れた。我々は、三日目の朝、突然新潟の本監へ移さるゝ事となつた。吉か凶か、又復不安の夢を迎る境地に陥つた。

四 新潟へ護送

二十三日早朝、新潟本監へ護送さるべく出發する事となつた。現今では交通機關が備つて居るから別段不便もないが、當時の傳遞護送は、全く宿送りしゆくおくりと云ふもので、其上犯人は病氣にあらざる以上腕車などには乗せない。殊に私等の護送の任に當つた看守は兼ねて聞く意地悪だと云ふから甚だ面白くなかつた。併し斯く言ふ自分等も中々我儘者だから病氣を言立て、自分等と外一人の常事犯と三人で腕車に乗る事が出来た。當日自分等の護送は既に知れてゐたと見え、高田の北端陀維尼町あたりへ近くと、新聞社の同人及び友人知己數十名は附近の茶屋へ出張つて見送つてくれた。此見送りの一人が私の車を遮り通ると見る間に、一封の何物かを車中へ投込んだので、行く／＼之れを開いて見ると、中に金が三十圓在つた。自分は金であること

を知つたもの、さて其れを何うする事も出来ない、併し道中で自己の費用を以て辨すべき場合が無いにも限らぬし、又時には通常の旅館に泊ることもあるかも知れない、さすれば其時の役に立つと思つて、内心厚く好意を謝して、携帶した洋本の表紙の背の處へ祕^{ひそ}めめた。それに付けても氣づかはれたのは意地悪な看守が附添うてゐることで、果して此金を遣ひ得るか何うかであつた。間もなく直江津に着いた。茲に滑稽であつたのは、自分が警察署の控所へ這入ると、そこに四五人の藝妓がゐた。是等は皆兼ねて知つて居るもので、自分を見て大に驚き、何うしてあなたは繩付などになられたと問ふ。自分は透かさず、貴様達はまたナゼ警察などへ來てゐる、と云ふ様な問答で、果は大笑ひとなつた。此處でも不相變病氣を申立て、懇意な醫者に見せて都合のよい病人になり、腕車に乗り傳遞されて二三泊した。扱て案ずるより生むは易く、護送の看守も、高田の友人間で前以て何か差略がしてあつたと見え、途中仲々親切に取扱つて呉れるので、聊か安心した。これと同時にそろ／＼謀叛氣が起つて來て、例の金を何處かで遣ふ方法を講ずべく、是非途中一泊だけ旅館へ泊めて呉れと頼んだが、仲々好機會がなかつた。斯くて愈々長岡へ着く事となつた。そこで自分は看守に訴へるには、明日は既に新潟であ

る。今夜頼みを聞いて呉れねば到底絶望だと云つた處が、彼も大に同情したが、併し平生あなた方の泊る様な旅館では目立つていかんと云ふので、何でも裏通りの餘り振はぬ旅館へ宿つた。すると看守がまた言ふには、あなた方は何も心配はいらぬが、連の男は常事犯であるから逃亡せぬとも限らぬ。さすれば自分の落度になるから、今夜は寧ろあなた方に任せるから責任を取つてくれと云ふので、自分等も宜しいと引受けた。何分三十圓の金を此振はぬ旅館で消費しようと思ふのだから、凄まじい勢ひで、無論第一等の座敷を占領して、極度の贅澤を言つて一夜の豪興を縦にした。殊に可笑しいのは、任せられた常事犯の奴を一つ改悛せしめて遣りたいと云ふ様な抱負で、酒食を勧めながら其改心を説くと云ふ様な事で、是れを看ともなし、殆んど通宵飲みあかし、翌日は愈々新潟へ行つた。處が此時の金は何うしても遣ひ切れず、仕方がないので、後長野監獄へ移さる、迄祕めて置いたが、之れを或囚人に與へた爲め、面倒な事が起つた一條の話もあるが、それは後に語ることにする。

五 險 於 山

私共は愈々新潟に著して、直ちに本監へ收容された。此の本監こそ、私等に長く忘れ難い不快を感じしめたものである。古への詩人が人の心は山よりも水よりも危険であるというたが、實にその通りであると感じたのは此の監に於てである。此の獄の主腦は誰れあらう、吾等を告發した高田の警察署長即ち千サイの名を博したものが、いつしか轉職して、この副典獄となつてゐた。當時は大抵の監獄に典獄を置かず、副典獄だけで間に合はせてゐたやうであつた。

いくら告發者が監獄の主腦であつても、それが相手に對して復讐的の待遇をなすことはあるまいとは今の人の推測であるが、當時はそんな譯では無かつた。内閣大臣ですら随分陰險な手段を以つて敵手に對した時であるから、屬僚は推して知るべしである。私等は運悪くも、高田分監に收容された時は輕禁錮の刑が執行さるゝ譯であつたのに、他の被告事件が新潟へ移る迄の間に決した、そしてそれは重禁錮の刑に處せられたので、制規に據り輕禁錮の刑の執行を後にし、先づ重禁錮の刑の執行を受けることになつた。云ふまでもなく重禁錮の刑は服役を課せらるゝものである。副典獄は此の刑の轉換を利用して私等の力に堪へざる勞役を選び、特に看守長に命じて翌日より之を課したからたまらない。吾々は屈竟な人夫と一般、大なる材木や土

石の如き重量あるものを運搬させられたのである。如何に意氣山を抜くものと雖も、體質に適しないことには堪へ得べきでない。吾等は半日ばかりで兩肩は全く爛れて、名狀す可からざる痛苦を感じた。囚徒を率ゐる親方株（誘工者といふ）は流石に吾等を見兼ねて、看守に、こんな力仕事の出来ないものに、斯ることをさせるとは何事であると詰ると、看守は聲を低うして、何故か知らんが、看守長から特別の命令があつたといふのを、私等は傍らに聞いて、其の故意に出たものであることに氣がついた。實は新潟の本監には、吾が社の社員が三人ばかり前に入監してゐた。高田事件に關係ある、八木原繁社といふ人も這入つてゐた。その連中が吾等に耳語して云ふには、あなた方は當分御難儀であらう、此の副典獄は陰險な男で、看守を使喚して初めは飽くまで苛酷の取扱をなし、後に自から現はれて之れを救ふと云ふ狂言を演じ、恩を賣るものである。吾々も其手に掛つて幾んど殺されんとした。あなた方も亦同様であらうとあなたが、果して其通りであつた。全體監獄は懲罰を加へる所ではあるが、其人の體質力量に問うて勞役を選ぶのが通則となつてゐる。獄内には藁工もあり、木工、紙工、種々軽い仕事のあるのに、特に外役を課して、屈竟の勞働者でなければ出来難いことをなさしむるといふは無

法も甚しいのであるが、意地わるく復讐をしようといふのであるから、全くお話しにならない。吾等は三日間いろいろのことをやらされたが、皆な力に堪へないことばかりであつた。中にも尤もつらく感じたのは、新潟の白山浦の砂山（すなやま）から、或る地點まで砂を運ぶことであつた。これは數丁に涉る距離もあるから、數間を一丁場（ひとぢやうば）として幾丁場も設け、一丁場より次ぎの丁場まで、前より來るものを肩に受け、次ぎの丁場に到つて他の肩に移し、之れを繰返すのであるが、體力のない吾等は麻誤つく爲めに、傳遞の歩調を亂すことになるので、看守は容赦なく吾等を打ち、他の囚徒も吾等を叱咤するといふ騒ぎで、眞に堪へ難い苛責であつたが、吾等は三日間采も角もあらゆる痛楚を堪へ忍んだ。

四日目は日曜の休日で、監獄では例として全囚を廣い工場に收容し、こゝに教誨師が説教ジミた事をやり、或は倫理道德の講演をやるのである。私も多囚の間に交つてゐると、教誨に先立ち、副典獄が場に現はれ、威猛高に私の名を呼ぶから、私が起立すると、「其許元（そのもと）には今後教誨を託するから、次の日曜から全囚の爲めに講演をされたい」と宣告があつたので、私はこれが兼ねて聞く狡猾手段であると窺かに失笑した。副典獄は三日間吾等を極度に苦めた擧句、

こゝに恩を施さんとしたのであるけれども、私は其の恩に與かるもので無かつた。私と竹村は、其翌日卒然長野縣へ旅立つことになつたのである。それは私等が控訴中の被告事件が、審理の末原裁判を破毀して長野裁判所へ移すの判決が下つたからである。僅々十日ばかりの間に、走馬燈のごとく頻々獄が變つて、少しも落ち付くことが出來ず、其のかはる毎に不安を新にした。

六 地獄と極樂

長野の獄に移るに先立ち、聊か新潟監獄に就て語るべきことがある。云ふまでもなく監獄は専ら地方税に由つて建てられてゐるので、各縣其の構造が異つてゐる。縣に依つては整頓してゐる所もあるが、又然らざる所もある。新潟の監獄は今はどうか知らんが、其頃は甚だ不整頓であつた。監房はすべて松の生木なまきで造られて、それがまだ新らしかつたので、板の間などは濕氣でジブ／＼してゐた。それに臺も置かず、寢具を置き、夜間は其の板の上に布團を敷くのであるから堪まらない。疥癬に罹らないものは幾んど無いといふあり様で、衛生には全く無頓着

であつた。私等は幸ひに長くこゝに居らずに濟んだから、此の病を免かれたが、若しこゝに長く居つたら、半病人となつたに相違ないと思ふ。尙ほ監房の構造其他に就て云ふべきこともあるが、それは省略するとして、茲に一言を要するのは監獄の位置である。其の位置は今も同様に市街の一端で、新潟で有名な料理屋行形亭ゆきかたてと墻一重の隣り合はせであるから、極樂と地獄が境を接してゐる。一方は享樂の處で、歌舞管絃がさんざめき、一方は鐵窓呻吟の苦界である。斯く云ふ私も此の極樂に出入したこともあるが、今は其の隣家の人となつてゐるので、深夜夢さめては無量の感に堪へなかつた。殊につらかつたのは、外役の場合には必らず此の酒樓の門前を通過せざるを得なかつたことだ。或る時は石を擔つて此の門前を通過したこともあつた。新潟市中には知る家が少なくないので、赭衣を纏うてゐるから、人は氣が付かないけれども、吾れ自からは知る人の家前を過ぎては、坐ろにフランクリンが微時一片の麵包を民家に乞ひ、後日偶然婦を迎へて見ると、それが即ち麵包を與へた婦人であつたことなどを思ひ浮べざるを得なかつた。外役中の瑣事を挙げればいろ／＼あるが、爰に談柄となる一事がある。事は後日に屬するが、端は私の外役に發してゐる。私が外役中土砂を運んだことは前に録したが、數年

の後私が「新潟新聞」の主筆となつて新潟に在住した際に、後に女子大學を經營した成瀬仁藏氏が新潟にゐて、學校を建てたいと云ふので私等も贊助して、北越學館を設けることになつた。さて其の敷地として選んだ所が即ち私共が熱汗をしばつて土砂を積んだ所のそれであつた。そこで校舎が出来た時、發起人の席で、私の言ふには、私は微力ながら此校舎の基礎を作つたものである。斯く云へば不遜の言を吐くやうであるが、實は此敷地の土砂は自分が運んだのだというて、入獄當時の機微を漏すと、發起人一同も初めて事の次第を知つて驚くもあり、又感謝するもあつたことを今想ひ起す。

七 留置所の一夜

前述の如く私等は長野監獄へ護送さるゝ事となり、七月七日を以て新潟警察署へ引渡された。處が其時刻が最早暮れ方であつた爲め、一夜警察の留置所に泊められる事となつた。留置所は一時犯罪人を留める所であるから、規模の小さなものであるが、併し新潟は五港の一でもあるから可なりのもと思つたが、實際は意外のものであつた。僅か二疊と三疊の二室がある

ばかりで、それが板を以て仕切られてゐた。自分は廣い室に入れられ相手は狭い隣りに這入つたが、自分の三疊には六人入れられてあつたから、炎暑の折柄室内の蒸暑い事は勿論、一種の惡臭鼻を衝いて來り、殆んど堪へ得られなかつた。纏て喫飯の時となり、それを了ると、自分は連日の疲勞一時に發して忽ち睡魔の襲ふ所となつた。

八 破獄未遂を見る

茲に一珍事が起つた。夢中一種の物音に驚いて目を覺まして見ると、既に暮れて居るのにまだ燈光が點かない、隨つて同室の者の顔の見分けもつかなくつたが、よく視ると或る一人が切りに騒いで居る。此奴何をすると思つて居ると、彼は猿の如くチヨロ／＼と監柱を攀ち、外廊にある高い小窓を外して縁を破壊し、其一片を携へて降りて來た。今度は己が帶を手早く解き、監柱三本に、眞中を押へとして左右へ引掛け、其眞中の結び目には前の高窓の縁を通し、之れを挺に振つてゐる。警察署の留置所は所謂一夜泊りの假監であるから構造は必らずしも嚴重ではないが、併し五寸角位の柱を廻らしてゐるから、容易に破獄は出來ないと思つてゐる

と、挺に力を籠めて帶を振る毎にギシシと凄まじい音響を發して、其都度左右の柱が次第に中央に撓め寄つて、柱と柱の間に多少の間隙を生じてくるので私も驚いた。こやつを脱せしめては一同は其の累を免かれぬ。別して自分に對し監獄の主腦は意地がわるいから、どんな言ひがけをするやも知れないと、驟然起きて嚴然たる語氣を以て、「何をする」と制した。すると此奴は「お互ひの事だ、大目に見て呉れ」と云うた。自分は更らに「貴様には都合がよからうが、あとで同房の者が迷惑をする。知らねば知らぬで濟みもしようが、目前に見る上は黙しては居れぬ。併し強ち止め立てはせぬ。自分は明朝護送されるのだから、遣りたければ其後に勝手に遣れ」と諭した處、彼れの云ふには「俺が此處で脱監を企て、既に四日にもなるが、果し得ず、今日に迫んだ。明日は必定本監に移さる、であらうから、今日遂げねば到底出られぬ。どうか拜むから見逃して呉れ」と哀訴しながらも、彼は挺の手を休めず振つてゐたが、挺の力は強勢のもので、優に身體を脱し得る間隙を二柱の間に生じた。併しその間隙より身を通ずるには、他人に挺を支へて貰はねば一舉ユリが戻るので、彼れは誰か此挺を握つて呉れよと頼んだ。房中には惡黨もゐたに相違なからうが、流石に後累を恐れて、諾するものが無かつた

ので、曲者も大いに窮した。此時幸ひ戶外に入聲がして、警察の使丁が燈火を携へて來た。曲者も其物音に驚いて匆皇挺を放つた。それから追々見巡りの警官も出入し、彼れも目的を達し得無かつたので、私も漸やく累を免かれたが、此の椿事の爲め通宵睡眠を得ず、短夜の明けやすく、東天いつしか白みたる間もなく、吾々は出發することになつた。後日聞けば、此の曲者は有名な掏賊で、脱監には頗る巧者で、吾等が發してから終に脱監の目的を達したとか。

九 護送の奇縁

翌朝巡査が附添うて吾等兩人は留置所を發した。其頃は無論汽車はなく、長岡までは安進丸あんじんまるといふ汽船で信濃川を溯るのであつた。全體護送の場合には戒具を用ゐることが多いのであるが、護送巡査の裁量でそれを用ゐないのみならず、衣服も刑服を脱して通常服に着替へることを許されたから、同船のものは吾等の境遇に氣がつかず、船中には始めて種々の新聞紙を読むことを得たので、其の喜びは大したものであつた。此の待遇は全く同情ある巡査の取計らひに出たのであるが、私はそれを幾んど忘れてゐた。後に私が「新潟新聞」を主宰した時、一人

の探訪者を入れたことがある。それは警察に務めたものだとはい聞いたが、委しく其素姓を聞くこともなく打過ぎた。然るに後藤伯が大同團結で新潟へ来た時に、私は死活の間に抗争したので、危険は頗る身邊に迫つた。此時である、兼ねて入れた探訪者が私に私語していふには、今夜は貴下に危害を加へんとする計畫があるから、社より御歸宅の途上御用心なされねばならぬ。私が御案内をするといふに任せて、常に往來する通路を避け、嘗つて通つたこともない小路をいろ／＼迂回するので、私はフトある割烹店に此人を伴うて、對酌しながら種々の談に入ると、先年長岡まで護送した巡査が即ち此人の前身であることが知れて私は愕然とした。私は前後此人の助けを得た奇縁に興を覚え、危難を忘れて對酌を續け、深更無事に歸宅したことを今想ひおこすのである。此の探訪者は後に新聞社の會計主任となつた人で、名を林鑄吉といふた。

一〇 高田を通過

斯くて長岡より長野までは三四日を費したが、途次高田を過ぎた時は、既に知れてゐたと見

えて、多くの知人に迎へられた。此日高田警察署に休憩中、友人より最近の新聞紙を與へられて、此上ない喜びを以つて讀み、入獄以來の政界の形勢を略々知ることが出來た。公侯伯子男の爵位が定まり、華族の外、國家に勳功あるものに授爵の御沙汰があるといふ記事を見たのは此時であつて、議會開設の曉には兩院制を採る準備として、先づ爵を定めたものであると推察し、憲法の制定も遠くはあるまいと想像を馳せて愉快に感じた。それから佐渡の有田眞平が新潟の某新聞に寄せた論說中、今日ならば不問に附さるべき事が皇室の不敬罪として告發された事は自分の入獄前で、兼ねて氣の毒に思つてゐるが、其の上告が棄却されたとの記事を見て、同舟遭難の歎を發せざるを得なかつた。斯くて長野警察署へ着したのは七月十三日で、翌日は日曜である故を以つて二日間同所に留置され、十五日日本監に移された。

一一 長野 監獄

私が長野監獄に移されたのは私に取つては非常の幸ひであつた。別して刑期の全部を此監獄で送つことを得たのは私の仕合せであつた。當時の長野縣の縣令は私の郷里の先輩で、其人は

累世儒者の家に生れた大野誠といふ人であつた。縣令が越後出身である所から、屬僚の重なる人も多くは同じ出身で、私の親戚も縣廳で樞要の位地にゐた。縣廳の此組織が間接に私を幸ひしたに相違ない。よし然らずとするも、犯罪地は種々の利害關係から往々公平を缺くことがある、現に新潟監獄が其適例である。長野は隣縣であるけれども、私の事件には何等の關係もないから、監獄の取扱ひが公平であるだけでも仕合せと云はざるを得ぬ。況んや私の仕合せは實に想像以上であつた。それは追々後段に陳べるが、差當り喜ばしかつたのは、監獄の設備がよく居いてゐて、衛生上の注意が申し分無かつたことである。こゝの監獄の大意を言ふと、其構造は羽翼制を取つて、監視には最も便利があり、監房の用材が皆乾燥してゐるので、息はしい濕氣は毫もなく、飲食物其他の供給も新潟よりもよく、看守、押丁なども純良であるかに見える。即ち吾が郷里の監獄に較べると雪泥の差があるので、私は竊かに罪囚は犯罪地の如何によつて幸不幸のあることを感じ、如是く不同であることが刑に不公平を及ぼし、よくないことと思つた。

それは兎も角も、私共は收監の翌日式のごとく長野の裁判所へ召喚されたが、一旦取調べら

れた切りで十數日何等の取調べを受けなかつた。その後判決があつたけれども、前判決と大差がなかつた。此の判決などに就ては云ふべきこともあるが、爰に略する。扱て判決があつたら既に決囚の取扱ひを受けねばならぬ筈であるのに、其事もなく三ヶ月以上も未決のまゝに置かれたのは氣樂ではあつたが、何故であらうかと、窃かに不審を抱いた。後で考へると、これも暗に私を厚遇したことであると理解した。此の未決の監房に居る間は、各所からの差人物などは破格に許されて、些しも不自由を感じなかつた。

一二 獄中に書を講ず

三ヶ月間未決の間を如何に経過したかといふに、随分記すべき事もあるが、それは追つて項を分つて陳べることにして、監房は羽翼制の大建築の内にあつて、一房十囚を收容するの廣さである。昔しの牢屋の遺習は些しも今は存せず。相當の素養あるものは房長に推さるゝ譯で、自分も此の監房に入ると、直ちにそれに推された。同房には種々の未決囚がゐるが、かれ等は私を頭領と推さざるを得なかつた他の事情もあつた。仔細は、かれ等は日々無聊に困んでゐる

が、さて讀み物として差入れを許されてゐるのは、刑法、治罪法と自己の事件に關係ある一件書類の外には何もない。然るに彼等の多くは刑法、治罪法を解するの能力がない。さりとて己が事件のためには曲りなりにも研究を要するが、其の相手になつて説明したり解説したりしてくるものが無かつたのに、今度は其の先生が這入つて來たのであるから、彼等は競うて私に法の説明や解釋を問ふことになり、彼等は意外の便利を得たので、私は監獄から命じられないでも勢ひ房長たらざるを得無かつたのである。實は私とても法律には門外漢であるから、自から此の機會に多少の研究をしようといふ氣になり、始めて刑法、治罪法を總則から終りまで一度通讀し、こゝに同囚の法律顧問と成り濟ましたのは滑稽であつた。私は此點で同房の尊敬を受けたが、尙ほ各所から差入る、食物などを必らず皆々に分配してやるので、此點に於ても私を尊敬せねばならなかつた。彼等は私に對して臣僕營ならざる態度を以つて忠實に仕へた。

毎日々々刑法、治罪法のみを講釋で日を暮らす譯にも行かず、追々に興味ある雜談をやつて彼等を喜ばせると共に吾れ自らも悶をやつたが、長い間の事だから、其内種切れとなり、果て

は矢野龍溪翁の「經國美談」を、二三夜つゞけて、講談師句調で語つたこともあつた。此の未決監房に私が常に坐右に置いたのは、ヒスクの「コスミック・ヒロソヒー」二冊で、毎日幾頁かを黙讀することが私の日課であつた。

一三 獄中の著述

或る日の事、副典獄から特に召喚されて監房から出て、導かる、まゝに副典獄の室へ入つた。此時初めて副典獄を見たのであるが、四十格好の武人肌の頗る快活の人であつた。此人は三浦親肅と云うたやうに記憶するが、此獄も副典獄が新潟同様主腦であつた。さて私が其室へ入ると、副典獄は看守を退け、私に對等の座を與へて、先づ私の境遇を慰藉して云ふには、「貴君の事件はいくつもあるやうだから、結局どうなるか分らんが、それがどうなつても、結局刑期のあらん限りは、當監で服役さるゝことにならう。それに就て御相談がある。貴君が「高田新聞」に會つて連載された監獄意見を拜見してをる。如何にも現行獄制の缺點をよく看破されてゐるのに敬服した。實は我々は一年に一回乃至二回中央に開かるゝ典獄會議に臨んで討論す

るけれども、いつも好案がないので困つてゐる。貴君の現在の境遇は貴君の爲めには不幸であるが、監獄の爲めには幸ひとも云ふべきだ。どうか監中に監獄意見を書いて貰ひたい。貴君も最早や獄内の實際にも通じて居らるゝから、必らず相當の意見があらるゝであらう。どうか司獄官の爲め遠慮のない意見を陳べて戴きたい、ひとり本監の仕合せのみでない」と云ふのが私に對する要求であつた。

私は此の意外な要求に驚きもしたが、實は内心喜んだ。此篇の首頭に陳べたごとく、私は嘗つて學友と監獄問題に觸れたこともあつて、結局實地の研究を必要とした。然るに圖らずも私其境地に臨むこと、なつては、眞實研究の意もあつたのであるが、未決の監房に居るだけでは實情も分り兼ねてゐた。處が又圖らずも公然副典獄の依頼とあるからには、これから便利もおのづから開ける譯と、私は喜んでその依頼に應じ、自分は法科を修めたものでもなく、監獄に就ても決して多く研究してをらぬ。併し云々の事があつて研究の志はあるから、出獄までには何か書いて、記念のため獻することにしよう。それに就ては監獄に關する材料を示されたいと求めた。副典獄はそれを諾したが、これから後は私に對する待遇が全く一變して一層寛大と

なり、直ぐに他囚を交へない一房に移された。其の房は頗る清潔であつた。且つ私一人では寂寥を感じるであらうとの同情から、竹村をも同じ房に移して、互に無遠慮に談笑し得るやうになつた。差入れなどもこれから一層寛大となつて、菓子を箱入のまゝに入れたこともあつた。時には副典獄が見舞ひにも來た。私の請めた参考書は、兩三日後に監獄から差入れた。それは一二に過ぎなかつたが、其中に「萬國囚獄會議錄」といふ、厚い印刷した二冊本があつた。これには各國の監獄制度の改良に關する意見書も載つてゐて、私の研究には可なり役立つた。全體監獄に關する原書は其頃日本に餘り來てをらなかつたので、此の會議錄も私が始めて寓目したものである。

私は副典獄から一種の著述を頼まれたけれども、十分研究した上でなければ筆を取る可からずとなし、筆硯を房内に差入れを請ふ事を差控へた、斯の如きは獄則の禁する所である。私が筆を把り始めたのは、重禁錮執行の爲め工場へ出るやうになつてからで、私の爲めに特に湯呑所を居處と定められた、其時からである。それは後に更らに語るとするが、在監中、監獄論十篇を著はし、それを脱稿したのを竹村が淨寫してくれた。出獄の時監獄に残したのはこれであ

るが、これは監獄に關する私の理想を陳べたので、實際の事には觸れなかつた。實際の事に就ては、私が獄中に感じたことを、出獄してから副典獄に口頭で語つて、其參考に資した。獄内には獄司の氣のつかない事がいろいろある。蟻蛭の穴が大堤を崩壊する基となるやうなもので、獄中に行はるゝ悪弊は、瑣事と云うても兎もすると不容易の事を惹き起すから、決して輕に附すべきでない。以下少しくそれ等に就て語ることにしよう。

一四 獄中の電信

交通遮斷が獄中の原則であることは言ふ迄もなく、未決囚には最も此原則を履行するのが大切で、監房の構造も、随つて遮斷的に出来て居り、隣室と互ひに話などすることは萬出來ない筈であるが、人間の智恵はなかなか、エライもので、窮すれば通ずるの諺のごとく、いろいろの交通法を案出するから妙だ。獄中の隠語で「電信」と云ふがある。之れは隣室と聲語を交へる法であるが、看守押丁が終始目や耳や鼻を以て意地悪く偵察する傍ら、各室互に聲語を通じて得るは妙と言はざるを得ない。これを説明するには監房の構造を一ト通り言はねばならんが、當

時長野の監房は前にも云うたやうに羽翼制であつて、中央に六角の看守所を置き、それを中心に左右羽翼を廣げた様に監房が總二階で二行に並んで居る。一房は凡そ十疊敷位で、兩室の境は松板の二寸許りのもので隔て、あり、苟且にも節孔や割れ目やアキなどはない様に注意してある。尤も死刑に處せらるべき程の重罪犯を容るゝ處は三疊敷位で、障壁も頗る堅固で、兩室より板と板とを以て隔てた其中に土砂が入れてある。何と云うても、二寸許りの板を以て隔てた處であるから、兩室の間に聲語の交通は出来ぬ様に素人の思ふは勿論、看守押丁も大丈夫に思つて居る様子であるが、決してさうでない。自分が未決囚との雑居時代に親しく見た所に依れば、例として朝七時頃には用の有無に拘はらず此電信と云ふものが行はれて居る。先づ看守所の戸外に居らざるを見済まし、拳で靜かにコツ／＼と板障を打ち叩く。元來此の電信は囚徒間に行はるゝ、常習であると思へて、隣室の者も時刻になれば注意して耳を欬て、居る、そこで合圖を聞けば聲のするあたりに耳を付け挨拶をする。或は互ひに晴雨の挨拶から、用あれば簡單に之れを語り合ふのであるが、此話が看守に聞こえぬと云ふのは、長野監房の構造が四圍栗板を以て封鎖され、唯一隅に縦五尺横三尺許りの扉が設けてある計りなので、低聲の言語は室外

には漏れぬからである。毎朝時間を約しての應酬位は退屈まぎれの戯であるが、こゝに恐るべき悪事が此手段に依つて行はるゝ事が往々ある。それは別房に在る共犯人若くは關係者と情思を通ずる事で、例へば數人の共犯者があれば、其一人が金錢の報酬を得て自己のみ罪を負擔する約束をなし、若くは法廷に出た際言葉の不揃ならぬ様罪證湮滅の手段を講ずるが如き、皆此手段に依つて行はるゝのである。即ち一房より隣房に對し先づ甲なるものありやと問ひ、若しありと答へれば直ちに板越しに其言を傳へるは勿論、隣室に其者なくば更らに隣室に託して、其隣室より更らに其次に傳聲し、如是くすること各室に及び、其の返答も同様の手段によつて傳へられ、遂には全く罪證を湮滅し若くは共犯者を救濟し、意外の變化を法廷に見る事がある。而して最も驚くべきは廊下を隔て、前面の監房にも情思を通ずる事で、これは容易に出來ぬ事であるけれども、囚人の目と云ふものは口よりもよく働くものであるから、敢て怪むに足らない。當に目の働きのみならず、看守室より最も隔りたる一隅の相對する監房に於ては、看守の目を忍んで長い間に切れぬに簡單の聲語を傳へること敢へて出來得ぬものでないから、一度前面の或一室に意思が通ずれば、直ちに其列にある各室に傳へ得るのである。そこで各室

ともに此電信の取次をつとめ、決して疎略にせぬのは、銘々同様の事を依頼する必要があるからである。

一五 外界との交通

監房内の交通を遮断すると同じやうに外界との交通を遮断するの必要がある。否外界との交通は最も厳密に遮断せなければ、治罪の上に大妨害を來すは言ふ迄もない。さて外界より書状なんどの紛れ入るのは専ら衣類差入のときにあるから、差入物の検査はなかく、厳密のもので、或は衣類の内部に縫ひ込んでありはせぬかと思ふときには、解きほどいてまで検査する位である。又房中に禁制品を置かぬかと、それを検査する爲めに、毎日一回一房毎に全囚を看守室へ連れ出し、數人の看守押丁が其房に入りて疊を上げ、夜具類を改め、板のふし迄ほじりて周到の検査をなすのである。斯る厳密の検査の下に、手紙を認むる筆墨などのあるべき筈なく、又元より一本の手紙も外界へ出し様のないものであるのに、立派に筆墨に託した手紙が係官の手を経て外界へ達すると云ふは獄中の祕密で、身を囚人の位置に置いたものでなければ、

到底此祕密を知ることには出来ない。凡そ二犯以上の罪囚は一種斯道の専門家とも云ふべきもので、未決監に入るに先立ち、あらかじめ家人や知人と申合をして、衣類の差入をなす場合、若くは不用の衣類を下げる場合には、必らず音信が衣類の或る部分に隠されてゐて、それを注意して捜すことになつてゐる。併し差入れの時に如何にして手紙を縫ひ込むかといふに、多くは薄い紙に細字で認め、紙捻こぢりにひねつて、襟のあたりの端物の重なつてゐるやうな處に縫ひ込むのであるから、係り官が如何に検査に抜け目がなくとも、眞逆に衣類全部を解きほぐすでもなく、疑はしい箇處を撫でさすつて改むるに過ぎないから、細い紙捻位な物は衣類の上より幾ら探ればとて手に觸れるべきものでなく、終に目を脱がれて房中に這入ることになる。音に手紙計りでなく、手拭、懐鼻褌の類も衣類と共に這入つて來るが普通である。自分は之れを目撃し、其の工夫の巧妙なるに驚いた。それはどうするかと云ふと、手拭は肩繼ぎとして張り付け、越中褌は尻繼ぎとして縫ひ付けてあるから、これを解けば直ぐに用をなすのである。此等は格別害にもならないから、係官も餘りやかましく云はぬやうだ。且つ未決監には手拭や褌の類は既決の如く一定のものがある譯でないから、氣が付かぬと見える。扱て又外界より信書其他の紛

れ入る次第は前陳の如くであるが、出すときはどうする。即ち返事を遣る時には如何にするかと云ふと、矢張り同一の手段で衣類の中へさし込んで親族に御下願をするのだが、下ける時は入れるときより無難作で、看守も検査などを嚴重にせぬ。ナゼと云ふに、毎日々々監房を改めて決して手紙を認むるなどの器具はないと思うて居るから、それは難なく關門を通り過ぎるのであるが、扱て其家族は専門家の家族丈けあつて、早速解きほめて周密に搜索するから、どこへ縫ひ込んで置いても終にはわかるのである。次に何を以て手紙を認むるかと云ふに、いろいろの方法もあらうが、自分の房中に實見したのは極めて巧みな遣り方であつた。墨も筆も、手紙差入れと同じ方法で衣類と共に這入つて來るのである。墨、筆と云へば大袈裟であるが、實は墨の粉末と筆の毛が衣類の縫目に這入つて來るのである。墨粉も毛もバラにして、疊の下塵埃に交せて置くから、如何に嚴重に検査しても氣の付くことでない。斯くて手紙を認むる場合には、先づ毛をあちらこちらより四五本拾ひ集めて箸の頭に結び付け、墨粉も塵埃中より拾ひ集めて之れを枕の上などで唾液で溶解し、虱大の細字に勝手の手事を認め、前陳の如き手段で衣類を宿元へ下けるのである。自分は其工夫の巧みなるに驚き、成る程これなれば看守の氣

が付かないのも無理はないと思つた。

一六 寫眞屋となる

三ヶ月許りも未決監に這入つて居つたが、冬近く肌寒き頃、既決囚として勞役に服することになつた。扱て愈々既決となつたら筆硯を請求して監獄論の執筆に取り掛らうと待構へてゐたが、監獄意見を書くことが如何に典獄から内命を受けて居るとは云へ、斯様の事を看守や看守長に唐突に言うてよいか惡いか、先づ以て考へ煩らうたが、工場へ伴はるゝや、間もなく年若い人品のあしからざる、肥太つた一人の囚人が自分の前に來て言ふには、私は聊か寫眞術を心得て居るので、自身の器械を取寄せ、此工場外に別に一室を構へて寫眞を撮るのを日々の仕事とし、極めて暢氣にやつて居る。そこで先生から少しく洋書の素讀を受けたと思ふが、是非寫眞場へ來て戴きたいと云ふ。自分は突然の事に驚き、そんな事は出来るものかと問うたら、彼は、それには私から、先生は東京で寫眞術を極めた妙手であるから、自分は是から其教授を受けたいと申立て、寫眞工場へ編入されたいと願出るから、萬一看守から問はれたら寫眞に長

じて居ると答へて下さいと云ふので、薄氣味がわるいけれども其言に任せて置いた處が、典獄より兼て特待の命が下つて居つた爲めか、一應の質問もなく直ちに此男の請求通り許され、喧囂なる疊糸などを製する工場を去つて寫眞の方へ行つた。此若い男は大江某と云うて、小諸のある豪家の次男である。出京中道樂に寫眞などを習ひ、終に誤つて詐欺の刑に觸れ獄中の人となつたのだ。又寫眞場とて特に設けたのではなく、大江が偶々寫眞術を心得て居る所から、典獄の道樂で、病監の不用となつた所を暫らくそれに充て、これに暗室をしつらひて寫眞場としたのである。當時信州の如き邊鄙の所では、監獄若くは縣廳の小役人等が寫眞を撮るなどは贅澤となつて居るので、それらを目的に大江に此の勞役を授けたものと見える。扱て自分は大江の云ふに任せ寫眞の先生氣取りで居つたが、一日に各が一人か二人あるかなしであるから、退屈で困るので、例の監獄論執筆の事を願ひ出でた處が早速に許され、これよりは筆も硯も机も供され、寫眞の傍ら専ら執筆に従事し、大江は東京遊學中聊か西洋の文字を習つて居たので、ひまには讀本リッダーなどを素讀して遣つた。如此くして二ヶ月許りをこゝで暮らしたが、此間にをかしい事がある。あるとき縣官が四五人監獄に遣つて來た。三浦副典獄は先きに立つて寫眞場へ

來り、これが市嶋君でありますと丁寧で紹介し、縣官も一々姓名を名乗つて挨拶をした。此時自分は柿色の獄衣を着けて居たが、名乗るを聞けば多くは新潟縣の人々で、斯る場合に紹介を受けたのは誠に難有迷惑に思つたが、これも三浦の好意より出たに違ひない。或時又一人の押丁が遣つて來て「寫眞を寫して呉れよ、大江は拙手だから是非先生に」と云ふので、先生も已むなく大江諸共暗室に入つた。其實は唯だ大江の爲すを傍觀するのみで、暗室を出ていざ寫すと云ふ場合に、度が高いとか低いとか大江を吐り飛ばして漸く一場のお茶を濁した事もある。斯様の次第で時々暗室に這入つたが、寫眞用に備へてあるアルコールのあるに心付き、水に和して一二回飲んで見ると、好酒家なる自分の事だからなか／＼旨い。遂には毎日飲む事となり、自分の相手の男も眞似を始めたが、この人は顔に紅を呈するので困つた。あるとき見張をする看守が此事を看破し、二人暗室に這入つて居ると、外から突然戸を明けんとするのに驚いた。其時自分は高く聲をあげ、「素人が暗室を明けると藥品が全部用立たぬ様になる」と、叱る如く制した處が、看守も已むを得ず控へた事がある。今から思へば洵に抱腹絶倒である。自分も大江の爲すを見て、二三度は自から試みもし、序に少しく教はつて他日の隠藝にせばやと

思つた事もあつたが、餘り熟達せぬ内に寫眞勞役を廢する事になつたのは遺憾である。曾て戲れに獄衣を着けた自分を大江に寫させた事がある、燒付けて之れを見て、思はず吹き出した。人間は衣類で半ば氣品を作るとは眞實である。筒袖、股引、襟に番號を付けた扮装では、我ながら一文半錢の値もなかつた。此寫眞は記念の爲め出獄の折携帶したいと思つたが、獄法許さぬとあつて、他人に與へて仕舞つた。

一七 書家となる

大江も満期が近づき、寒氣も迫つて來た爲めか、寫眞場は撤せられ、自分と相手の兩人は工作役場に附屬する湯呑所に移された。こゝは六疊敷許りの板敷で、大爐を構へ湯と火とは贅澤な程豊富である。此度は大江と別れ、相手と差向ひに机を構へ、他囚を交へないから獄中と思はれぬ心地がした。これも典獄の特命に出でた事と思へば感謝の外はなかつた。こゝに移つてからは、静閑に乗じて著述を専らとしたが、傍ら相手の請ふがま、毎朝英書を教へた。何といつても長い間であるから、ノベツに著述計りもして居られず、追々獄中に知る囚人も出來て、

手本など五六度書いてやつたが、段々其の眞似をするものが出来て来た。これは多く長期囚である。さうすると獄内に評判が立つて、看守押丁などで書を需めに來るものが毎日五人や七人ある様になつた。退屈に任せていろいろのものを書いて遣つたが、中には楷書で一枚の白紙に「千字文」を書けなど云ふ注文が出て、これには閉口した。が無聊で堪まらないから此難題も斷らず、幾度か遣つてのけた。遂には少し書法を習つて見たいと云ふ考が起つた。然るに手本などは無論ない。囚徒中に誰れか所持して居るものはないかと穿鑿して見ると、僅かに佐瀬得所の書いた摺本の千字文を所持して居るものがあつた。草書を學ぶにはこれもよしと借受けて、毎日無聊の折に之れを習ひ、人の書を需むるものあれば、手習半分に此の手本中の語を得所流に書いて遣つたが、日を経るに随つて兎に角手本を離れて草體を一通り書くことの出来る様になつた。今日自分が書は拙ながら、餘り法に背かぬ崩し様の出来るのは全く得所のお蔭である。後年新潟で得所の子息佐瀬精一氏と日夕交遊の折、此事を語り出で、一笑した事もあつた。そは兎も角、追々自分の人と爲りが獄中の上下に知れ渡るといたく尊敬を受け、看守などは争うて書を需めに來た。監獄でも屏風や襖などを製して、ヤス表具して賣り出した事もあ

るが、皆な自分に書かせた。此時分になると一廉の書家氣取りで、ドウも毛氈がなくて書きにくいと云ひ出した處が、看守は毛氈はないが、これではドウだと出したのを見ると、屑布團に緑色のケットを張つたもので、當直の役人が板の間に敷いて疊と寢具とを兼帶するものであつた。これ屈竟と、居室に推し廣げて、書くものがあつても無くても常にこれに坐して傲然構へた様子は、我れながら書家らしく思つた事もある。扱て毎日々々屏風の一雙位は筆に任せてなぐつたが、斯うなると印章もなくてならぬ事になる。或る日役人が典獄の言付けであるからというて、印章御所持なれば御宅より御取寄せ願ひたいと言うて來た。恥さらしに印章など押すは不本意と斷つたが、再三の請求辭しがたく取寄せた。如此くして出獄まで毎日々々書いたが、出獄近くなると、幾んど書き切れぬ位依頼が來た。そこでをかしいのは、獄則で百日以上の在監人には工錢を與へる事になつて居るが、書家先生たる自分の工錢は一日十二錢五厘であつた。十二錢五厘と云へば情けない薄給であるが、これが監中第一の高い工錢で、終日炎天に曝されて力役する囚人、例へば瓦職の如きは随分骨の折れる勞役であるが、僅かに五錢さへ取ることが出來ぬ。それで或日彼等は自分の工錢の額を耳にし、休憩時間に自分の室に來て云ふ

はに、あなたは誠に仕合せ者だ、終日蒲團の上に坐つてゐて、勝手な樂書をしてゐて、一日の工錢は我々に比すれば二日分よりも多いと羨んだ事がある。満期出獄の當日は午前十時迄に獄門を出す法であるが、満期前三日より遽かに書きものが多くなつて、いくら走り書してもなか／＼書き切れないので、出獄當日も、折角獄官の依頼だから時間がないと云うて斷るも氣の毒に思ひ、一時間許り出獄時間を延ばして漸くの事に書き終つた。多分信州地方には自分が獄中に書いた拙書が幾らも残つて居るだらう、誠によい手習をした。

一八 門下生に博徒の親分

上田の早川富五郎と云へば信州切つての博徒の親分で、その乾兒こぶんは到る處に散在し、なかなか強勢のものであつた。自分の入獄の節此男も入監してゐるが、あるとき自分に手本を請うたから、直ぐに書いて遣つた。此男は右眼の下に紫斑があつて、如何にも一ト癖ある者と見受けられた。手本を與へたのが縁となつて、書物も請ふがまゝ、教へて遣つた。此男一ト通り讀めた。自分の教へたのは「古文眞寶後集」であつたが、大概は自ら讀んだ。扱て此男は信州に有名な博

徒であるから、獄内にも乾兒の五十人や七十人位は確かにゐた様である。自分は既に親分の先
生であるから、乾兒共も勢ひ自分を尊敬せざるを得ない。毎朝工作場の井戸側に私が顔を洗ひ
に出ると、富五郎の言ひ付けで、鹽を持つて來るもあれば水を汲んで呉れるものもある、時
は汚れた衣類を洗濯して呉れるものもあつて、これには大層便宜を得た。

一九 送別會

獄中に送別會あると云ふと人は怪むであらうが、決して怪むべきでない。自分が出獄間近に
富五郎は乾兒十三四名を率ゐて送別會を開いて呉れた。實は送別會と云ふと大袈裟であるが、
矢張り送別會に違ひない。それはドウするかと云ふと、百日以上在監の囚人は一日若干の工錢
が取れる、さうして日々三錢丈けの食物を買ふことが出来る程になつて居る。そこで何れも
申合せて買物の餘り重複せぬ様、或者は菓子を買へば或者は茶を買ふと云ふ様な鹽梅で、酒や
煙草こそ禁じてあれ、其他は大概買ふことが出来るのであるから、いろいろのものを持寄つ
て、食後の休憩時間に團欒して食ひ且つ談じ、送別の意が寓されたことがある。

二〇 大隈邸の邂逅

富五郎に別れてから十數年、或歳議會終了の後、進歩黨議員一同、大隈侯邸に招かれた際、日頃見知らぬ男が兩三人入り交つてあるを不審に思つたもの、深く意にも留めなかつた。處が會食後、居合はせた竹村氏が自分の處へ來て言ふには、貴君に珍らしい男を紹介しようと言ふから、後へ付いて行くと、先きに不審に思つた男の處へ連れて行つた。自分は誰れだか分らなかつたが、よくよく顔を見ると、眼下の紫斑に見覚えがあるので、妙な處に邂逅するものであると大いに驚いた。後に聞けば、富五郎は最初は自由黨側の壯士を操縦し、毎回の選舉に進歩黨を苦めたが、其後深く感ずる所あつて、翻然態度を一變し、進歩黨に左袒する事となつたので、降旗元太郎氏が伴うて來たと知れた。

二一 相撲興行

獄中に相撲興行ありと聞かば何人も意外に思はんが、長野監獄内に自分が兩度まで目撃した

事である。當時の獄則として祭日には囚徒の驅役を免ずることになつてゐたが、囚徒は此日だけは氣樂な日だが、さりとて勝手に飲食の出来るにもあらず、思ひ／＼に打集ひて日頃の苦みを唧つか、さなくば無駄話に打興じて徒然を慰むるが責めて其日の心遣りである。但し大方は退屈と無聊の中に欠伸だら／＼日を送ることが多いので、斯くては折角の休暇も面白からず、何ぞ氣晴しに鬱を散ずる趣向もがなと、あるときいろ／＼思案の末、相撲こそ養生にもなり、別に弊害もないから宜しからうと、試みに看守に願出た處が、副典獄は武人氣質で、自身も相撲を好む所から、幾んど公然之れを許可したのが始まりで、祭日は相撲興行を以て殆んど一兩年來の慣習とするやうになつてゐた。全體斯る遊戯を許すのは疑問であるが、實は多少の弊があつても之れを許さねばならぬ必要もある。仔細は、祭日の事であるから出來得べくんば看守押丁にも休暇を與へたきは典獄の情である、然るに千餘の囚人を勞役も課せず監内にゴロ／＼遊ばせて置いては、如何なる悪事を企むかも知れず、平日に比すれば取縮上一層の困難を感じるので、斯る場合に、相撲の如き遊戯を許し、これに全監内多衆の視目を集中するに於ては、爲めに看守押丁の數も省き得るのみならず、監視も亦容易であるから、其方便としても許したも

のと思はれる。殆んど公然に近い典獄の許可であるから、相撲の心得ある壯丁は遠慮會釋なく騒ぎ立ち、獄舎の傍らに廣い空地のあるのを屈竟の場所と喜び、一同此處へ繰出して、明き俵に土を盛るもの、土砂を運んで土俵を築くもの、材木を持ち來つて四本柱を建てるもの、八方に手をわけて掛れば餓鬼も人數とやらで、法に叶うた見事な相撲場が咄嗟の間に出來上つた。偕て四本柱は建てたが幕がなくてはと云ふ處から、裁縫の心得あるもの三四人一團となつて、頻りに縫ひ針をして、これも時の間に出來た。一體獄中には一定の規律があつて、衣類は勿論、手拭、三尺に至るまで唯だ一本に限りて渡しあるもので、一片の布きれと雖も餘分のもの、あるべき筈がない。然るに柿色の幕ながら幅三尺長さ三丈もあらうと思はる、ものが出來ると云ふは、重罪の囚徒で長の年月を送るものが、平日の衣服の外に着古しの短衣、役に立たぬ三尺帶、垢だらけの幘鼻禪など、各々幾許の貯へなきにあらねば、之を取集めて、はぎ合せたものである。扱て愈々場所が出來て、東西の力士場に登るに際し、驚いたのは行司が柿色の社杯を着け、なか／＼精巧の細工をした軍配を持つて居る事で、これは大工や仕立屋や其道の職人が幾らも監内に居るからなので、斯る器具は常に心がけて看守の目を盗み拵へて何れへか

隠してあつたのだらう、到底咄嗟の間に出来得べきものでない。さて力士も柿色の犢鼻褌を式の如く締め、紙捻で作つた化粧廻しを着けたのも面白く、聽て東西の鬪取は代る／＼場によつたが、中には骨格違ましく角術も妙を得て居るものもあつて意外に感じたが、よく／＼聞けば、田舎相撲ながら四邊あたしの評判を取つた専門家も五六交つて居り、行司も専門家であると聞いて、成程千餘の囚人中にはいろ／＼の者が交つて居ると感じた。そこで千人に餘る囚人は何れも土俵際に坐を占め、赭衣着用の看客は雲叢の如しとも譬ふべき有様で、勝負毎に我が最負の方に拍手喝采する聲は天地も崩るゝ許りである。こゝに頗る面白いのは、看客から纏頭を與へる事で、誰れ殿より金三百圓、誰れ殿より金何千圓下さるなど、聲高らかに披露するのは回向院あたりと同じであるが、これは戯れに空の披露をする譯ではなく、金額こそ百がけも千がけもしてあれ、纏頭を與へる事は實際である。仔細は、己が工錢を以て買ひ得る其日々々の食物などを、或は一人或は數人共同して與へるのである。これより尙可笑しいのは、中人毎に「菓子は何が」と群集を推し分けて物を賣りあるくものゝあることで、これは何ぞと見れば、米麥四分六の辨當の残りをかき集めて小さな握り飯を作り、黄粉きなこに砂糖を交ぜたるをつけたもの

である。但し之れを賣り歩くのは唯だ場面を本場の相撲に擬せんと、醉狂もの、所爲で、賣る譯ではなく、望むものあれば随意に取らすのである。

二二 演 劇

獄中に相撲興行あるさへ人は意外に思はんが、尙それより更らに意外なのは演劇の催しある事である。これは無論獄中に許すべからざる事であるが、併しこれを黙視すると云ふのも矢張り多衆を一處に集め置き、視聽を一處に集中し、監視に便する方便から來たに相違ない。即ち多衆を一處に集め置けば、少數の看守押丁で監視の出来る便利もあるからである。併しこれは斷じて許すべからざる遊戯であるから、典獄もこれだけは容易に黙許しない、唯だ歳首三日に許した例があるとか云ふ事で、自分の入獄中も恰かも歳端に際したので、遂に黙認した。扱て監獄で黙認するからには、舞臺に充つる場所も貸さねばならず、道具類も貸し與へなければならぬ事になる。否看守や押丁も演劇興行に多少の盡力をしなければならぬ事になるは自然の行掛りで、をかしたものであるが、已むを得ない。獄中には俳優も居る、振付けも居る、義太夫

を語るものも三味線をひくものも皆備はつて居る。長期の囚人などは別に自ら慰める事がないから、俳優や振付に就いて、毎晩監房に這入つてから看守の目を偷んで稽古をする。勿論其道のものと同監したものゝ稽古するのだ。稽古をすると云うても、勿論幾何も出来るものではないが、半年も一年も少しづつ、遣つて居る内には聊か身體に心得が出来て来る。そこでこれ等の連中の熱心なる希望は、先例を楯に取り、新年三日の休日に之れを試むべく黙許を得た計りで、許すか許さぬかは未知數であるが一意専心これを樂みとして居る。管に藝の稽古計りではない、苦役のひま々には係官の目を偷んで種々なる器具を製造して蓄へて置く。相撲の如く、柿色のキレを以て女の服も出来ないから、打掛や鎧や兜や素袍やの演劇用服裝の一切は皆な紙で作るより外に途がない。紙細工ではあるが何れも其道の心得ある者が作るのであるから、中々巧みに出来て居る。模様はいろ／＼の繪の具で描いてあるが、随分滑稽だ。これも繪師がゐるから、兎に角金欄や緞子の様に見える。尙是等の衣裝類はなか／＼数多いことであるが、これ程のものをよくも斯う看守等の目を偷んで作つたものだ。作るのも容易でないが、これを隠し置くは實に不思議と云ふの外はない。監房は出入ともに衣類検査をするから禁

制品は一つでも隠して置くことが出来ない。ドウしても是等の品物は工場へ隠して置くより外仕方がないが、此工場も毎日日暮囚人が監房に入つた後、隅から隅まで十數の看守押丁が検査をするのであるから、隠し置かるべきではない。で正月となつて演劇を黙許することになれば、其結果として、斯る器具裝束の類も黙許することになるが、平日こんなものが顯はれたら、何れも嚴罰を受けるのである。扱て一月元日より三ケ日演劇を黙許さるゝ事となると、先づしつらはねばならぬのは觀覽席であるが、是は監獄の方から監督上の便宜を圖つて教誨堂を貸し與へた。是は在監人千名以上を集めて教誨する處であるから、劇場に充つるには屈竟の場所である。劇道の心得あるものが此廣い堂の一隅に、土砂など運ぶ爲に車上に裝置する大きな箱を幾つとなく積み累ね、(信州には荷車と云ふもの何れも車上に大なる箱を載せ、それに竹木土石等を入れて運搬する)舞臺の三方は葦簾をはりつめ、大きな梯子を一方に渡し、板を敷いて花道にあて、その背後に樂屋を作る、滑稽ながら宛から舞臺に見ゆるもをかし。そこで引幕もいくつか紙で作つたのがある、紙捻に環が出来てゐて、自在に卷舒の出来る様になつて居る。囃子方も専門家が居るが、唯だ缺けてゐるのは、三味線、太鼓、鐘の如き樂器は一切作るこゝ

とが出来ないので、三味線は口三味線である、太鼓の代りに桶の底を打くと云ふ次第である。けれども兎も角も多少其道に心得のあるものがやるだけに、滑稽ながらなく、聞くに足るものがあつた。

登場の役者の顔には或は隈取りがあり、日にやけた眞黒な顔に白粉代りに胡粉を塗りつけたりして、馬鹿に白いところがあるかと思ふと赤黒い肌が露骨に見えたりするのだから、お姫様などは殊の外滑稽であつた。それから外題は雑多で、今寺小屋をやつてゐるかと思ふと忽ちにして太十（太閤記十段目）、忽ちにして琴責め、忽ちにして熊谷陣屋、忽ちにして毛谷村といふ工合に、ものゝ十分もやつたかと思ふと、すぐ次の劇に移るので、まるで走馬燈を見てゐるやうであつた。

かうして一日に十番から十四五番づゝの戯題を演ずることが三日間つゞいた。無論練習がつゞかないから、一つのものを経めてやらうとしてもそれは出来ない。しかし、やる部分だけは藝も相當に練習を積んでゐて、今少し練習をすれば、マア田舎芝居の役者程度にはなれると思はれた。團十郎や菊五郎や左團次などの假聲なども、巧に使ふものもあつた。観覧席では、

時に成田屋、音羽屋など、囃し立てたが、此日は大抵の事は黙許されて、監督の看守等も極めて鷹揚であつた。

二三 獄中の賭博

獄中にある囚人一千餘名、罪種はさまざまであるが、多数であるのは賭博犯であつた。恐らく全國の監獄中斯く賭博犯囚の多い所は他に無からう。長野縣に賭博が如何に盛んであるか的一端が窺はれる。此の賭博犯は概ね現行犯であるが、中には博徒が態々小事犯を構へて入監するものもある、勿論斯様なものは専門の博徒である。つまり獄中で一ト仕事をやらうといふ料簡から這入つてくるのだ。元來一年の季節から云ふと、農繁の時が、賭博の相手の尤も少ない時で、彼等の不景氣の時は此期節である。恙^か云ふ時節には、娑婆^かにあるよりは監獄の方が却つて商賣が出来ると云ふ、意外な事で這入つて來るのである。彼等は入監すると、抵ね未決監内^ちで同房の者を相手にして奇偶^{ちゆうぐ}を遣る。相手になることを拒むと、出獄後復讐^{ちゆうしゆう}をすると威嚇するから、大抵は相手になるが、其の相手の多くは初心であるから無論負ける。すると差入れ

てある塵紙に味噌汁や醬油などの有合ふもので借用證書を書かせる。いやだと云へばまた脅迫するので、已むなく書く。さうすると、前に陳べた方法で衣類の内へ隠して宿元へ下けると云ふ譯で、此の證書が後日祟りを爲すのである。尙ほ又監中で威嚇手段で乾兒を作る事も少からずある。在監人中には、今乾兒になつた方が却つて將來の便利だなど、間違つた考へから進んでなる奴もあるが、多くは威嚇されるので仕方なく水杯をして師弟の禮を取る。愈々此奴出獄の曉には、證文を以て相手の處へ怒鳴り込み、或は水杯をした廉で強請り込み、結局幾らかの金錢をせしめる事となるので、扱てこそ自から好んで小事犯を構へて迄も入監するのである。兎に角賭博の目的でわざと入監するは案外の事と云ふべきだ。

二四 死 刑

死刑に處せらるべき囚人を容る、監房は四疊敷位なもので、隣房との間には、双方より二三寸の松板を以て障壁を作り、松板の間に土砂が入れてある事は前に陳べた通りである。又此監房は或は二人位入れてあるのもあるが、大抵は獨囚である。死刑の宣告を受けたものは非常に

煩悶するのと、一つは既に極刑に處せらるゝので其上罪の加はるべきものがないと云ふ處から、二人容れて置くと、或は他の一人をしめ殺すと云ふ様な凶暴を働く虞がある。看守等も、食物を差入れるか或は何かの用で行く時は大に警戒する。或る時一看守が監房の戸口で囚人と語りつゝあつたが、矢庭に中より手を差延べてサアベルの柄を取り、正さに引抜かんとしたことがあつた。勿論之れを以て看守を刺すか、乃至自殺するかの出来心に相違なく、危険至極の事である。故に死刑囚の監房に接近する看守は非常に遠かつてサアベルの柄を押へて注意する。また普通囚は日常看守室へ出して衣體検査を行ふのが例であるが、死刑囚だけは出さぬ。しかし長く監房に居ると、髭を剃つてやる場合もある。普通囚には剃刀を用ゐるが例であるが、死刑囚には鋏を用ゐる。是も剃刀を奪はれまい用心からだ。扱て又死刑の執行がある當日は誰云ふとなく其事が知れ渡る。これほど囚人に激切の感情を與へるものはないと見えて、平時に於ては、夜中入房の後は看守が如何に矢笠しく云うても、私語騒然として到底制し切れるものではないが、死刑の執行ありと云ふ前夜は、殆んど互ひに申合せた様に、全監水を打つたる如くヒツツリとなると云ふも、一種の感に打たる、自然の現象であらう。今頃はそんな事もあるまい

が、當時は死刑執行の當日には特に頭を刎ねた魚類を全囚に喰はせた。これは無論此機會を利用して一般罪囚に警告し感化を促すの方便に供し、且つ之れを以て彼等を制御するの助けにしたものであらう。

二五 烟草の密入

酒と烟草は云ふまでもなく獄屋の禁物で、酒は絶対に密入が出来ぬが、烟草は何うかすると這入つてくる。元來烟草に對する人間の嗜慾は非常のもので、此の嗜慾を充たす爲めには危険を辭せないものが澤山に在る。神妙にさへやつて居れば間もなく出獄の出来る囚人が、此の嗜慾の爲めに満期間際に犯則して、マゴツキを生ずるものが往々あるのは愚の至りであるが、それほど烟草の誘惑は甚しいものである。獄中では禁制品にはおのづから隠語もあるが、烟草を「クサ」と呼び、烟管を「ラツバ」と云うてゐる。烟管と云うても金屬製のものでなく、西洋の「シガレット・ホルダー」のやうに、木や竹で小さく自製した粗末のものである。看守の目を遁るゝ爲めに、通例「クサ」と「ラツバ」を油紙に包んで土中に埋めておき、時に出して喫

するのであるが、妙なことには、全然烟草の禁ぜられてゐる所だから、どこかに一吹やるものがある、その香氣が方々に傳はつて、誰れがやつたとの評判が立つ位である。且つ平素用ゐないものが一服喫すると、其人に隠し難い香氣があるので、それが爲めに看守に看破さるゝ、こゝともある。それ故に必らず一喫の後は口を洗うて其香氣を去るを例としてゐる。自分は當時非常に烟草を嗜んだが、危険を冒し犯則までして喫するは愚の至りと思つて、度々喫烟を勧められても一回も口にしなかつた。獄則では此の犯則者に減食の罰を行ふのである。情狀の軽いものには一飯の三分の一を減ずることになつてゐるが、重いものは暗室に入れて數日間の減食を行ふ。此刑は囚人の最も苦痛とする所である。

二六 一椿事起る

茲に一椿事が起つた。自分が高田を去る時或る人が車中に若干の金を投じたことは前に記したが、其の金が護送の旅中につかひ切れず、幾許か残つてゐるのを、洋籍の内へ隠して長野の獄へ這入つたのであるが、此金は私には全く不要のものであつた。或る囚人が満期になつて出

獄匆々糊口に困るといふを聞き、氣の毒の情が起つて、此の金を與へた。すると此金が糊口の爲めに計り使用されず、其囚人が出獄すると、其金の幾許かが烟草となつて獄中へ這入つて來て、それが長期囚の手に入つた。無論出獄者と此長期囚の間に約束があつて、差入れさせたのに相違ないが、どうして此の禁制品が這入つて來るかといふと、監獄の高屏から工場附近の或る地點に投げ込むのである。あらかじめ時間と場所が申合され、投げ入る、ものが獄内の地形を知り事情に通じてゐるのであるから、看守の目を偷むことが出来るのである。扱て烟草が一袋這入つて來ると、一種の商賣が内々行はれて、密輸者は成金となると云ふ譯は、一袋の烟草は一圓位のものに過ぎないが、監内喫烟嗜好者は一服十錢と云はれても其價を拂ふことを辭せぬ。それだから一圓の烟草を所持するものは、十倍二十倍の所得となるのである。勿論監内では金錢で買ふ譯には行かないが、金錢に代はるものがある。即ち前にも述べたが、百日以上の在監囚は工錢の内から毎日三錢丈けのものを買ひ得るのであるから、それを以つて烟草と交換するのである。斯様な譯で、烟草の密入を受けたものは、單に喫烟の嗜欲を充たし得るのみでなく、交換で他の供給もあることになるから、彼等が危険を冒して斯る犯則をなすのも理りあ

りとも云ひ得よう。扱て此の密入が遂に看守の知る所となつて、犯者は終に暗室に投ぜられた。此事は自分の與かり知らぬ事とは言ひながら、源に溯れば自分が惻隱の情が動いて金を恵んだのに胚胎してゐるので、自分は監内で慈悲心を起すなどは無用の事だと感じた。看守は犯者に金の出處を厳しく糺したと聞いたが、どう云ひ紛らしかしたか、終に累は私に及ばなかつた。

二七 暗室

前に暗室の事を云うたから筆の序に大略を録するが、暗室は僅かに一人を容る、丈のもので、云はゞ玩具の土藏の様なものである。そしてそれが四隣に人語の全く無い所を特を選んで設けられてゐる。寂寞を感じしむるのも苦痛を與へる一方便であるからである。自分は監獄研究の資料として、この中に幽閉されたもの、感想を聞きたいと思つて、三日間此の刑を受けた者に就ていろいろと質問をした。その話しに據ると、内部は一點の光線も通ぜず、絶対暗黒である。人語は一切聞くことが出來ず、狭い爲めに正坐の外はなく、眠るにしても正坐のまゝで無ければならず、空氣を通ずる所はあるが、寒中などは冷たい恐ろしい風が肌を衝いて堪まら

ないほどつらいと云うた。食物の差入口があつて三食を差入る、から、それで初めて晝夜を判ずるのであるが、特に粗食を量を減じて與へるのだから其の苦痛も甚しいが、尤も困るのは空氣抜の穴から推し入る冷たい空氣であるといふ。此の囚人は三日間の幽閉で、ひどく衰弱し、且つ足部に浮腫を生じて、大關の足のごとく膨脹してゐたには一驚を喫した。

二八 雑事雑感

獄内の事を書けばまだ色々あるが、年を経て忘れたことも少なくない。爰に最後に思ひ出のまゝの雑事雑感を録して筆を置くことにする。

△各房には房長が置かれ、又助役らしきものがある。これは監獄より命ずるもので、自分も既決囚となつても、房長であつた。新入の囚が房へ遣入つて來ると、一同輪坐して容を正し、新入囚を中間に正坐せしめ、房長より住所姓名を問ひ、獄法を聞かせるの

が、房長の役目である。随分房長の權を弄し新入囚を威嚇するものもある様子だが、自分は面倒であるから斯る儀式は助役にやらせた。扱て獄法を云ひ聞かせた上、銘々より所謂婆娑の様子を聞くが常であるが、何より先きに囚人就中长期の囚より問ひ出す

のは、婆婆に大赦の沙汰がないかと云ふ事である。或時一人の新囚が這入つて来たが、例の如く大赦はないかと聞いた處が、其者は意外にもありますと答へた。自分は之れを聞いて、いゝ加減な戯言を云ふナといふと、其男は「私の町の大社は確か氷川神社であります」と云つたので笑はせた。

△舊監獄則には癡疾となれば宿へ下げると云ふ個條があつたので、舊監獄時代に入監した囚人で、癡疾になつたものがあれば、舊法に據り宿下りの特典を得る事になつてゐた。それが爲め長期囚などに癡疾の眞似をするものがある。自分の在監中にも一人あつた。これは片脚が利かないと云うて常に竹馬に片脚を載せてゐたが、二三年前より在監して居るものに聞くと、あの男の竹馬に足を載せてゐるのは随分長い間で、もはや半年にもなりません、全く癡疾らしく見えませんが、監獄醫は屢々診断して足の筋など

に異状がないと云うて癡疾と認めませんと云うた。然るに此男不都合な所爲があつて、集治監へ送らるることになつたが、彼れは看守長に特に面會を請うて、此の長い年月癡疾を裝うたが、遂に欺き果せず、遺憾に堪へないと、始めて白狀し、他監へ移さるゝ事となつた上は最早詮なしと云うて竹馬を棄てて、其の目前に躍り廻つて見せたと云ふ事實がある。

△これも入監中の事であるが、某看守長の機智で全監囚を鎮撫した話がある。或る夜監獄附近に火事が起つた。在監人は半鐘を聞いて噪ぎ立つた。斯る場合に火事に託して破獄を企てるものもあるから、監獄の一大事である。此際に處して皆く囚人を鎮めるのは決して容易の事でない。看守長は機智あるものであつて、囚人が騒ぎ立てると直ぐに看守押丁に令して、數百の草鞋を監房中にさし入れさせて、號

令を發して曰く、「今に出すから草鞋を穿いて待つて居れ」と。囚人はそれを眞まことに受けて騒動を止めた。然るに火事は其内下々火となり、囚徒を解放せずに濟んだのである。

△自分の同房に一人詐偽取財の奴がゐた。此奴詐偽を働く曲者だけあつて、法律なども一通り心得て居て時々詐偽の手段を手柄らしく喋つた事もあるが、日本の法律は嚴密であると云ふ條、潜ればいくらも潜り得られるもので、流石に詐偽専門の奴等は何うにも處分のしやうのない手段を遣る事が多い。其結果斯様の場合には裁判官の認定裁量に據る外法律も致し方がないと感じた。此奴は自分に讀書を教へて呉れと云ふので、相當むづかしい書物を教へて遣つたが、自分に先きだつて出獄する事となつた。其時自分に對して、長い間有難う御座いました。出獄の曉には貴下と私とは身分が違ふから此末お逢申す事

は出来ませぬ、従つて御返禮も出来ませぬから、聊か御禮迄に詐偽の祕傳を申し上げませうと言ふ。自分は返禮はいらぬ、殊に詐偽の祕傳などは用がないと斷つたが、彼曰く、無論御入用はありますまいが、只私の心意氣計りにお聞下さいと云ので、自分も監獄研究の材料にもと聞く事にし、始めて恐るべき巧みなる證書變造の方法を聞いた。其事は詳しく述べる必要はないが、兎に角書物を教へた返禮に詐偽の奥儀の返禮は、獄中でなければ無い事である。

△嚴冬烈寒の折、監房中に臥して、半夜目を覺ますと、窓外には吹雪の聲が聞こえて如何にも寒氣凜烈である。夜は更けて一時か二時であるのに當直の看守は監外を警衛して、サブールの地上に觸れる聲が聞こえる。考へて見ると、看守は一ヶ月僅かに十圓や十五圓の薄俸の者であるのに、此の極寒凜烈の風雪を冒して夜半に監外に立つは随分つらい事であら

う。これを監中釜を擁して温臥して居るものに比すれば、苦樂は實に天壤雷ならずである。然るに温臥するものは呻吟して安んぜず、彼れは甘んじて烈寒風雪の裏に立つを敢てするは何故であらう。唯だ彼れは自由天地の人、これは自由を缺くの境界に居るが爲めである。自由は眞に尊むべきだと今更の如く感じた。

△人は言ふ、獄中は著述に最も適當な處だと。自分も入獄前は斯く信じて居つたが、實際経験して見ると決して適當の場所ではない、否寧ろ獄中ではよい著作は出来ぬと考へた。前に述べた如く、三浦典獄の依頼で監獄論を書く事となり、在監中は大に勉強している／＼工夫もして見たが、初めの二ヶ月位は實に困難を感じた。全體監獄の事を獄中に書くのであるから、最も適當の場所である様に誰れも思ふであらうが、實際は反對で殆んど筆の動かぬやつた事

が幾回もあつた。何故と云ふに、思構と云ふものは種々な刺激や聯想で起るもので、毎日々々居る所の室、見る所のもの、接する所の人に寧も變化がないのであるから、思構を起すの刺激は更らにない、工夫を促すの聯想は些しもないから、頭腦は函に入れられた如く、腦漿は凝結した様になつて、面白い思想や考案は容易に起らないのに閉口した。依つて千篇一律に其日を送る境界に在つては、到底名著などの出来るものでないと考へた。此の感は獨り自分のみてない。偶々携帶したヒスクの「コスミック・ヒロソヒー」の内に、コムトが「ゴジチーヴ・ヒロソヒー」四巻を著した、それに對する或る學者の評が擧げてあつて、コムトは外界との交通を杜絶するを以て眞の哲理を講ずるの一手段となし、第三卷目よりは一切の交通を遮斷し、新聞紙すら家に入るゝを禁じ、一心一向に哲理を講じて筆を執つたが、著作の成績

に就て批判すると、外界杜絶は所期と反對の結果を生じ、第三卷以下は、前二卷に比すれば劣つて居ると書いてあるのを讀んだ。して見ると、哲理の如きですら尙ほ且つ外界の刺激を要する、況んや其他をやである。

△監獄に教誨師のあるは昔も今と變りなく、大概一週間に一回宛、教誨室に囚徒を集めて其説を聽かせ、また時には宗教家などを聘して法話を説かしめ、之れを以て遷善感化の方法を講じて居る。自分も毎度其席に連なり聽聞した。教誨の必要は言ふまでもないが、教誨の方法が宜しきを得なければ何等の功能もないと感じた。全體罪囚なるものは多くは無教育者だが、しかし其割合に利害の打算には明かなものである。而るに教誨師や佛教家の説く所は、幾何か教育がなければ理解の出来ない様なものが多い。例へば佛教家の法話の如きは専門語が七八分を占めて

居るから、到底會得が出来兼ねる。斯様の事を何十回遣つても、遷善感化は愚か、何等の功能もないと思つた。現今では教誨の方法も定めて改善されて居るであらうが、兎に角罪囚と親しく起臥して、よく其性質を理解した上、直接の利害に根據を求め、罪を犯せば結局如何程の損がある、正當に行けば斯様な得があると云ふ様な説き方でなければならぬと考へた。出獄後、二三の教誨師を尋ねて議論を聞はした事もあり、終には教誨師にも知られて、特別の場合に一場の教誨を遣つて呉れと頼まれた事もあつたが、一回も試みなかつた。

△長野監獄に於て自分が最も心配したのは防寒の一事であつた。人も知る如く、長野の冬は全國に冠たる烈寒で、普通の生活ですら防寒は容易でない。況んや獄中で、殊に自分は天性寒を恐れ、幼少より多くの服を纏ふ習慣に育てられてゐるから、防寒の爲

めには人知れず非常の苦心をした。自分の入監は夏より始まり翌年の春の末に及んだのであるから、寒暑を獄中に迎へたのである。然るに獄規によれば、そろ／＼寒氣に向ふ時節より十一月半ば頃迄は、一重の肌襦袢と袴一枚、股引にて通さなければならぬ。確かに記憶するが、四圍の山々には皆な薄綿を被つた頃はまだ袴であつた。信州の此頃はな／＼寒いから、逆も自分の體では凌げない。さりとて勝手に己が衣服を着用されないは知れ切つて居る。そこでドウにかして此の寒氣を防がなければならぬといろいろ工夫したが、前にも述べた通り、一尺の布すら容易に得られない處であるから困つた。手本など書き遣はした代りに古手拭七八本許り集め、之れを人に頼んで柿色が殆んど白くなるほど洗はせ、これを試みに肌着の背中へ三枚並べて縫張りしてみたが、斯うすれば袴になる譯で、やゝ暖かく感じた。そこ

で更らに又一枚づゝ張つて、遂には五枚重ねになる迄其上々々と張つたが、大分暖かに感じて、兎に角綿入の衣服に更へる時迄凌ぐ事が出来た。漸やく綿入の服を給されたが、これも極めて薄いもので、肌着の上一枚の綿入を着し、上に綿入の羽織を着るに過ぎないから、愈々烈寒の時節になるとな／＼堪まらない。併し今度は古切れの纏張り位では到底おつ付かない。然るに爰に妙な工夫が出来て、吾ながら感心したのは、綿を得て羽織並びに綿入に入れ増しをした事だ。それはドウするかと云ふと、監房中の満期囚が出獄の節、監獄から借受けて居る柿色布團の綿を抜くのである。獄規として囚徒の既決監に入る者には布團一枚を貸與へるが定めであつて、満期の曉には之れを返さなければならぬ、そこで其の布團から三百目や五百目の綿を抜き出しても、看守に氣付かれるものではない。これは實に名法であ

つた。扱て抜き取りたる綿を持出すも容易である、毎々入房の折には看守室に於て各囚の衣體検査をするから、何でも携帶が出来ないが、朝出房のときには改めない、そこで抜き出した綿を懐へ入れて出ることが出来るのである。斯くて己が室へ綿を持つて来て綿造りをやつたが、不完全ながら羽織も綿入も背中だけは十分厚くなり、恰かも二枚程の綿入を増した程になつた。斯る方法で防寒其功を奏し、入監中は一日も寒冒に罹つた事はなかつたが、此一面には看守がそれと氣が付いても黙認した情もあつた譯である。

△獄中生活で、尾籠の事ではあるが、排尿、入浴、半風子について語るべきことがある。先づ排尿から云へば、入獄中は便通の時間が一定し、また常に多量のことを排泄する。之れは粗食の結果であらうが、兎も角一定の時間に一定の分量を排泄すること

は自分がこれ迄覚えのない事だ。元來自分が入獄の當時は壯年氣鋭の折で、酒を多量に飲んだり隨分亂暴をしたもので、兎もすると健康を害した。然るに入獄以來、一切の自由を奪はれたとは云へ、日々規則立つた生活を遣るので、却つて壯健に赴き、且つ長野監獄は監房もよく乾燥してゐたので、皮膚病の如きを一切受けなかつたのは、不幸中の幸ひであつた。

入浴は一週一回許されたが、監獄の浴場は一種の奇觀だ。何分にも全體の人間が皆柿色の衣類を着て居る結果、皮膚に此色が浸潤してゐる。此柿色の人間が幾百人も入浴するのだから、浴槽中の水は赤くなつて居る。槽外の流し場を見ると、處々の大きな垢の塊りがまた皆柿色で、満目赤色ならざる無きに驚いた。多數の囚人とすれ合つて槽中に入るのが如何にも不氣味で、不愉快を覺えたが、慣れて見ると入浴は流石に爽快を感じしめる。浴場へ篋を以つて引

いてある水だけは、赤色を帯びず、全く清水であるから、之れをザンブリと被れば、全く五體が清淨になり、一入爽快を覺えた。半風子に就ては誰れもいふごとく、獄中のそれは一種特別である。其の大きさが普通のものよりも三四倍もあるから、衣服を検すると見通すやうなことは無い。繁殖力が猛烈で、如何に清潔に身を持しても、どういふ譯か、一夜寢て翌朝検すると、必らず二三十位は衣類に附着してゐる。自分は獄中種々特待を受け、寒中火の豊富な處に置かれたから、着衣を乾かすの便利もあつて、出來得る限りの方法を講じても見だが、一向效力がな

く、毎朝着衣を脱して大きな火爐の上に、それを歸すと、無数の半風子がバラ／＼と火中に墜ち、異様の聲を發して炮烙の刑に就く。これが毎朝の事で、朝の風狩は日中行事の一つであつた。

△最後に獄窓日誌から二三の事を抄録する。

九月五日 高田早苗氏より書狀來る、中に余に寄するの國風二首あり。

世の塵を拂ふべき身はつなぐとも

ひとやの塵は汚さざらん

兔に角に誓ひし甲斐も荒波に

隔てられぬる友千鳥かな

十日 友人小坂駒三郎氏より、ゲーウキンの「オリジン・オフ・スピーヘス」の差入あり、又山田莫南(喜之助)氏よりヘーインの「心理學」差入あり、卷首に莫南の詩あり。

如今天下悉俳倡、丈夫偶誤觸朝綱、

枕函秋冷鐵窻月、雁行寒更愁夜長、

十三日 副典獄、獄書を齎らし來り訪ふ、監獄醫岩崎喜七又來訪、清佛開戦のことを報ず、岩崎は高田近傍の人にして、曩に高田病院の副院長たりしが、今監獄に來りて醫官たり、常に來りて世事を報ず、

獄中外事を知るの一機關なり。

十六日 副典獄より、赤井景昭、靜岡に於て縛に就きたりと聞く。

十九日 長野縣令大野誠氏、病篤しと聞く。

廿一日 「高田新聞」を齎らし來り、私かに與ふるものあり、黨友尾崎行雄氏、清佛事件視察の爲め清國に赴くの廣告を見、事件の容易ならざるを知り、轉た出獄を思ふの念に堪へず。

十月二日 星亨氏、新潟に遊んで拘引せられたりと告ぐる者あり。

廿二日 疋田新次郎氏、上京の途次來り訪ひ、信越鐵道、官設に決すと聞く。

廿九日 大野縣令易實の報を得。

十一月廿三日 新警祭、自由黨解散の事及び前新潟縣大書記官木梨精一郎氏、長野縣令に任ずと聞く。

十二月廿五日 朝鮮暴動の報を得。